第三類・自然発火性物質及び禁水性物質	黄りん アルカリ金属（カリウム及びナトリウムを除く。） アルカリ土類金属 有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。） 金属の水素化物 金属のりん化物 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 その他のもので危険物の規制に関する政令第１条第２項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	号に掲げる性状を示すものとする。 ただし、カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、同表備考第９号によるものとする。		20キログラム未満 第一種自然発火性物質及び禁水性物質 10キログラム未満 第二種自然発火性物質及び禁水性物質 50キログラム未満 第三種自然発火性物質及び禁水性物質 300キログラム未満	
第四類・引火性液体	特殊引火物 第一石油類 アルコール類 第二石油類	①項目欄に掲げる第四類・引火性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第１備考第10号に掲げる引火性を示すものとする。 ②その他品名欄に掲げる物質については、消防法別表第１備考第11号から第14号までによるものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50リットル未満 非水溶性液体 200リットル未満 水溶性液体 400リットル未満 400リットル未満 非水溶性液体 1,000リットル未満 水溶性液体 2,000リットル未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
第五類・自己反応性物質	有機過酸化物 硝酸エステル類 ニトロ化合物 ニトロソ化合物 アゾ化合物 ジアゾ化合物 ヒドラジンの誘導体 ヒドロキシルアミン ヒドロキシルアミン塩類	①項目欄に掲げる第五類・自己反応性物質とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第１備考第18号に掲げる性状を示すものとする。 ②品名欄に掲げる「前記に掲げるもののいずれかを含有するもの」については、消防法別表第１	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	第一種自己反応性物質 10キログラム未満 第二種自己反応性物質 100キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。
	その他のもので危険物の規制に関する政令第１条第３項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	備考第19号によるものとする。			
第六類・酸化性液体	過塩素酸 過酸化水素 硝酸 その他のもので危険物の規制に関する政令第１条第４項に定めるもの 前記に掲げるもののいずれかを含有するもの	項目欄に掲げる第六類・酸化性液体とは、品名欄に掲げる物質で消防法別表第１備考第20号に掲げる性状を示すものとする。	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	300キログラム未満	消防法その他関係法令で定める事項を遵守すること。

注１　性状等欄に掲げる性状の二以上を有する物品については、消防法別表第１備考第21号によるものとする。

注２　積載数量の欄に掲げる種別は、危険物の規制に関する政令別表第３備考各号に定める分類をいう。

5　腐食性を有する物質

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
腐食性を有する物質	ナトリウムアミド	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	200キログラム未満	関係法令に定める事項を遵守すること。
	塩化スルフリル		400キログラム未満	

6　マッチ

表示		車両の種類	要件	
項目	品名		積載数量	その他
マッチ	マッチ	普通自動車及び四輪以上の小型自動車	50キログラム以下	関係法令に定める事項を遵守すること。

注１　別表第２の品名欄に掲げる物質は、別表第１に掲げる物質を含まないものとする。

２　「車両の種類」は、道路運送車両法（昭和26年法律第183号）第３条に定めるところによる。

３　別表第２の１～４の品名欄に掲げる物質で、１～４の二以上に重複するものは、積載数量の厳しい方に含まれるものとする。

４　別表第２の品名欄に掲げる品名の異なる危険物等を運搬するときの数量は、品名ごとの危険物等の運搬しようとする数量を、それぞれ当該品名で定める積載数量で除し、それらの商を加えた和が１となる数量とする。